

「袴田事件」再審開始支持決定を評価し、速やかな再審公判の開始を求める
会長声明

1 2023年（令和5年）3月13日、東京高等裁判所（大善文男裁判長）は、袴田巖氏の第二次再審請求事件について、静岡地方裁判所の再審開始決定を支持し、検察官の即時抗告を棄却する決定をした。

そして、同月20日、同決定に対する特別抗告の提起期間は経過し、同決定は確定した。

2 袴田事件は、1966年（昭和41年）6月30日未明、旧清水市（現静岡市清水区）の味噌製造会社専務宅で一家4名が殺害された強盗殺人・放火事件である。同年8月に逮捕された袴田氏は、当初から無実を訴えていたが、過酷な取調べを受けた結果、パジャマを着て行ったと本件犯行を自白させられ起訴された。ところが、事件から1年2か月後の一審公判中に、多量の血痕が付着した5点の衣類が味噌タンクの中から発見され、検察官は、犯行着衣はパジャマではなく犯行途中で着替えてタンクに隠した「5点の衣類」であると冒頭陳述を変更し、裁判所もそのとおりに認定して、死刑判決を下した。

3 姉の袴田ひで子氏が、第二次再審請求を申し立て、5点の衣類に関する味噌漬け実験報告書などを新証拠として提出、5点の衣類が袴田氏のものではなく犯行着衣でもないことを明らかにした。さらに5点の衣類からは袴田氏のDNA型は検出されなかった。また、裁判所の勧告もあり、検察官から600点を超える証拠が新たに開示された。その中には袴田氏の無実を示す重要な証拠が多数含まれていた。

4 静岡地方裁判所（村山浩昭裁判長）は、2014年（平成26年）3月27日、袴田氏の拘置停止決定を伴う画期的な再審開始決定をしたものの、検察官の即時抗告に対して東京高等裁判所（大島隆明裁判長）が、再審開始決定を取り消し、再審請求を棄却した。

弁護人の特別抗告を受けた最高裁判所は、2020年（令和2年）12月22日、「メイラード反応その他のみそ漬けされた血液の色調の変化に影響を及ぼす要因についての専門的知見等を調査するなどした上で、その結果を踏まえて、5点の衣類に付着した血痕の色調が、5点の衣類が1966年（昭和41年）7月

20日以前に1号タンクに入れられて1年以上みそ漬けされていたとの事実合理的な疑いを差し挟むか否かについて判断させるため、本件を原審である東京高等裁判所に差し戻す」と決定した。

2023年（令和5年）3月13日の東京高等裁判所決定はこの差戻審による決定である。

- 5 裁判手続は人間が行うものであるから、法曹三者等の関係者がいかに努力しても間違った判断をゼロにすることはできない。特に鑑定などの科学技術は日々進化している。現在の科学技術を用いて過去の科学技術による判断が誤りであり冤罪事件と証明された事例は、1990年（平成2年）5月12日に栃木県足利市で発生した足利事件での確定判決および再審無罪判決の経過を見れば明らかである。

1967年（昭和42年）に茨城県北相馬郡利根町布川で発生した布川事件も有罪判決が確定したが再審請求により2011年（平成23年）5月24日、水戸地方裁判所土浦支部で無罪判決が下された。

- 6 即時抗告審（破棄差し戻し前の東京高等裁判所）・特別抗告審（最高裁判所）・即時抗告審（破棄差し戻し後の東京高等裁判所）の審理経過をみると、再審開始の要件を超えて、もはや袴田氏の有罪無罪の実体判断のために多大な労力と時間を費やしているといわざるを得ず、その結果、袴田事件の再審開始決定した静岡地方裁判所の決定から9年も経過している。

そして、袴田氏は、現在87歳の高齢であり、47年もの長期間の身体拘束によって心身を病むに至っており、袴田氏の救済に一刻の猶予も許されない。

- 7 そこで、当会は、本件事件について速やかに再審公判が行われ、迅速に個人の基本的人権の保障が全うされることを強く求める。

2023年（令和5年）年4月7日

茨城県弁護士会

会 長 望 月 直 美